

# 文教厚生

## 国民健康保険税率 引き下げ!!

③⑥ 松前町国民健康保険税  
条例の一部を改正する  
条例

**問** 納付金方式となったため繰越金が充当できなくなったのか。

(藤岡議員)

**要旨** 松前町国民健康保険事業の財政収支状況に合わせ、前年度の繰越金を充当し、国民健康保険税率を引き下げするため、所要の改正を行うもの。



**答** 法改正によって保険主体となった県が算定した金額を納付する方式となったことで、年度途中で保険料が変更されることがなくなり、事業運営の見通しが立てやすくなった。

見通しに基づき国民健康保険税額を算定し、引き下げを行うものである。

(全員一致で可決)

③⑧ 松前町老人憩の家設置  
条例の一部を改正する  
条例

**要旨** 老人憩の家が西公民館内に移転することに伴い、所在地を変更するもの。

(全員一致で可決)

**問** 改正による影響は。

(藤岡議員)

**答** 今回の改正によって、個人で経営している、病床を有する診療所も認定対象になる。

町が指定するのではなく、事業者の申請に基づき認定を行うため、職員数が不足し、対応しきれない、といった状況になることはないと考えている。

生活支援については、専門職以外でも可能なことはできる方が担い、介護の手を確保できるよう、町内で十分に周知し、地域包括ケアシステムの構築を進めたい。

**問** 介護事業の認定業者になるための条件は。

(三好議員)

**答** 今回の改正に関係する、単なる小規模多機能型介護については、社会福祉法人や、民間事業者も参入できる。

医療行為を含む訪問看護やデイケアについては、医療法の認可を受ける必要があり、医療法人でなければ対象とならない。町内では、医療法の認可を受けた事業者の数に大きな変化はなく、介護保険の認可を受けた事業者の数が増加している。

(全員一致で可決)

③⑦ 松前町放課後児童健全  
育成事業の設備及び運  
営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正す  
る条例

**問** 通算5年以上補助員の経験年数を有することとで支援員になれるように資格要件が拡大されたが、研修は行わないのか。

(藤岡議員)

**答** 支援員となるためには、都道府県が行う研修を終了した者でなければならぬと条例に規程している。また、定められた者以外にも研修の機会を設け、支援員として必要な知識や情報を身に付けるこ

とができるようにしている。

**問** 支援員の適性はどのように判断するのか。

(加藤議員)

**答** 面接時に管理職が十分審査し、採用を決定している。

(全員一致で可決)

**要旨** 厚生労働省令の一部改正に伴い、放課後児童クラブの支援員の資格要件を拡大したり、「放課後児童支援員の基礎資格」の条件を明確化するなど、所要の改正を行うもの。

**要旨** 介護保険法施行令及び厚生労働省令の改正に伴い、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けることができる対象に、病床を有する診療所を開設している個人を加えるなど、所要の改正を行うもの。



デイサービスで気分も爽快  
(ボランティアの手もかりて)